

I 東京農業の確立に関する要望

東京の農業は、農業者の努力によりそれぞれの地域環境に適応した多彩な農業経営が展開され、新鮮で安全・安心な食料や潤いをもたらす緑等を供給するとともに多様な機能を持つ貴重な農地を維持しており、地域住民にとって無くてはならない役割を果たしている。

農業者と農業委員会系統組織は東京都ならびに区市町村、関係団体等とともに農地の保全や農業振興に真剣な努力を重ねているが、農地の減少には歯止めがかからず、農業生産の規模も縮小を続けている状況であり、早急に新たな施策の構築が求められている。

よって、政府・国会におかれては、かけがえのない東京農業を守り発展させるため、下記事項の実現に向けて積極的に取り組むよう、ここに強く要望する。

記

1. 農業者が希望を持てる農業政策の確立

食料自給率の向上と農業が持つ多面的な役割の維持をはかるためには、規模の大小にかかわらず、地域を守り生産に努力している家族経営を幅広く重要な担い手として位置付け、これら農家が希望を持てるような支援を行うべきである。

しかし、国が行ってきた所得補償政策はその規模と内容が不十分であるとともに、東京都内では対象となる土地利用型農業が少ないため大部分の農家はその対象とならない状況である。

よって、国の農業政策においては土地利用型農業への偏重を改め、農地集積を進められない地域を包摂した政策への転換を強く要望する。

2. 担い手の育成・支援と経営安定対策の確立

(1) 新たな直接支払制度の確立

現行の所得政策で対象となっていない分野・品目等を含めた、農業のもつ多面的機能も評価した新しい直接支払制度を確立するとともに、予算を大幅に拡充すること。なお、その際には特定の品目や面積基準によらず、農業生産に意欲を持つすべての経営を対象とすること。

(2) 多様な経営安定対策の確立

農地面積が小規模でも集約的な農業を行っている経営など、多様な農業経営において農地を維持し経営を継続できるよう、農家が自ら選択できる多様な経営安定対策を確立すること。

(3) 認定農業者の経営改善を後押しする支援施策の拡充

意欲ある担い手を確保するため、認定農業者制度を担い手対策の基本とし、認定農業者が農業経営改善計画を達成するための必要な支援を拡充すること。

3. 地域農業の振興

(1) 農業振興地域等の担い手支援と農地確保対策の推進

農業振興地域や市街化調整区域において農地が十分に活用され、農業生産が将来にわたって安定して行われるよう、担い手を確保し経営の円滑化がはかられるよう支援施策を拡充すること。

(2) 再生可能エネルギー設備の導入に対する支援

農家が畜舎、作業場、加工施設等の農畜産施設を整備する際、あわせてバイオマスや太陽光発電など再生可能エネルギーを生み出す設備を積極的に導入できるよう支援施策を創設すること。

(3) 山村・離島振興のための施策の拡充

山村・離島地域の振興と農業生産基盤の強化をはかるため、農山漁村の活性化に関する事業および島しょの農業振興について必要な関係事業を継続するとともに、支援を拡充すること。

4. TPP交渉参加への反対とEPA・FTA交渉への慎重な対応

(1) TPP交渉への参加の反対

関税撤廃の例外措置を認めないTPP（環太平洋連携協定）が締結されれば、農林水産業はもとより地域経済・社会が崩壊することは明白である。このような歴史ある地域産業や雇用ならびに農地・山林等の国土保全など国民の生活に重大な影響をもたらすTPPへの交渉参加は絶対行わないこと。

(2) EPA・FTA交渉への慎重な対応

現在交渉中、または今後交渉に向けた準備が行われている各国とのEPA・FTA交渉については、国内農業に対する十分な配慮に基づいた慎重な交渉を進めること。

5. 食の安全・安心の確保と地産地消の促進

(1) 地産地消の推進

安全で安心な消費生活を求める国民の期待に応えるとともに、地域農業の維持・発展をはかるため、食料や花、緑化木等の地産地消を促進する施策を強化すること。

(2) 安全・安心な国産農産物の利用促進

国産農産物を利用し日本型食生活を続けることが健康にも環境にもやさしく、ひいては日本農業の支援と食料自給率の向上にもつながることについて、国民の間に理解を広げる取組みを強化すること。また、安全・安心に配慮して生産された農産物に対して、そのコストに見合う価格が形成されるよう啓発等の対策を講じること。

(3) 食農教育の推進

食農教育に取り組む自治体の施策を後押しするため、地域で活動する農業者や団体等に対し必要な支援を行うこと。

6. 原子力発電所事故に伴う農産物等の放射性物質汚染への対策

福島第一原子力発電所事故の発生に伴う農産物等の放射性物質汚染に対しては、風評被害を含めた全ての被害に対する賠償措置を確実にを行うこと。

また、現在は自粛している落葉・剪定枝を原料にした堆肥生産が一日も早く再開できるよう、早急に方針と対策を確立すること。

7. 農業委員会組織の体制強化

地域の「土地と人」を熟知した農業委員会及びその系統組織は、担い手と農地を結ぶ架け橋としての重要な役割を果たしており、地域の農業生産を確保し環境を守るため、その組織強化に必要な体制整備を行うこと。

また、都市地域や山村・離島など農地面積が少ない自治体においても農業委員会が非常に重要な役割を果たしている状況を踏まえ、200ヘクタール以上とされている農業委員会の必置基準面積を引き下げること。

8. 物納農地の管理徹底

物納農地については除草等の管理を徹底するとともに、未利用の土地は公的利用や農業者への貸付などを積極的に進めるよう、関係省庁の協議・連携を行うこと。

9. 国有農地の早期解消

残存する国有農地の存在は農地の貸借に対する啓発にとって大きな阻害要因となっている。よって、現存する国有農地については売り払い先を拡大するとともに、農耕貸付されているものは農業目的に、それ以外は目的に応じた売り払いを早急に行い、その解消を進めること。

10. 動植物に対する防疫体制の強化

(1) ウメ輪紋ウイルス対策の強化

ウメ輪紋ウイルスの緊急防除については、徹底した調査を行い早急かつ確実に根絶すること。また、伐採処分が行われた後の農業生産の再構築に対し積極的な支援を行うこと。

(2) 鳥インフルエンザおよび口蹄疫に対する防疫体制の強化

発生すれば畜産経営に甚大な損害を与える鳥インフルエンザや口蹄疫について、防疫体制を強化すること。また、感染防止の方策や、発生した際の対応等について生産者や自治体、関係団体等への指導を徹底すること。

11. 有害鳥獣対策の強化

有害鳥獣の被害が拡大するとともに、その種類も増加し、遊休農地が増加する大きな要因となっている。このような有害鳥獣は区市町村や都道府県単位ごとの解決が難しいことから、迅速かつ的確な対応がはかれるよう農政局を単位として、駆除を含めた抜本的な対策を講ずること。

1 2 . 山林保全対策の推進

山林の荒廃を防止するため、ペレット燃料を含め燃料として間伐材の利活用を積極的に普及・推進すること。また、国産木材の幅広い活用方法を開発し、利用の拡大を推進すること。

平成 2 5 年 2 月 2 8 日

第 5 4 回 東京都農業委員・農業者大会